

令和7年度 京都市立二条城北小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある深刻な人権問題であり、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を進めることが大切である。

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。特に学校体制として「いじめ」を許さない学校づくりを進めるとともに、人権尊重の精神を育てるための指導の充実を、教職員が一致団結して推進する必要がある。

平成29年3月に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、京都市においても、こうした国における動き及び本市の状況を踏まえ、平成29年9月に、「京都市いじめの防止等取組指針」が改定された。

本市においては、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、積極的に認知した結果、いじめの認知件数は増加している。なお、平成27年8月に文科省からも「いじめの積極的認知は、解消に向けたスタートラインであるため、積極的に認知すべき」という考え方方が示されている。

このような現状をふまえ、本市「いじめの防止等取組指針」は次のとおり改定された。

- ・国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月14日付）内容を反映させる。
- ・「京都市いじめの防止等取組指針」をより実効性のあるものにする。
- ・「京都市いじめの防止等取組指針」の基本的な内容がより明確になるように、記載項目及び内容を整理する。

また、学校が実施する施策については、次の項目について改定された。

- 「学校基本方針」に基づく取組の充実・徹底
- 組織的な対応と適切な初期対応の徹底
- いじめの解消の定義の明確化

本方針は、児童等の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の児童が安心して学校に通い「いじめのない、明るく、楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

(2) 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条より

子どもに対して、当該子どもが在学している学校に在学している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いも

のを含む。)をいう。

京都市いじめの防止等に関する条例第2条より

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為である。指導にあたっては、どのような社会であっても「いじめは、いじめる側が悪い」「社会の中で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした姿勢を保持し、積極的に家庭に協力を求めるとともに、このような行為に対して子ども同士が指摘し合える環境を醸成する。

そこで本校では、いじめの根絶に向けて、以下の3点を基本的な考え方として掲げる。

<いじめの防止について>

児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、だれもが安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていく。

また、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することなく、いじめの問題に関して理解が深められるように、お互いを尊重し合う意識や態度を育む。

<いじめの早期発見について>

たとえ些細な兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。

<いじめに対する措置について>

いじめは、どの学校・学級でも起こりうることから、いじめが児童の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。いじめを認知した場合は、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応する。

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童・保護者への周知方法等）

ア 委員会名

二条城北小学校いじめ対策委員会（生徒指導部会）

イ 構成（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・
養護教諭・生徒指導委員会担当教員

* 事案の状況により、関係する教職員等を加える。

* 必要に応じて、スクールカウンセラーの参加を求める。

※緊急対応時はこの限りではない

ウ 開催時期

1ヶ月に1回生徒指導部会で情報共有。事案発生時については、隨時開催

エ 児童・保護者への周知方法

- ・全校朝会で、いじめ対策委員会（生徒指導部会）について紹介する。
- ・学級懇談会、学校だより、HP、PTA総会などで、学校の取組等について紹介する。
- ・学校運営協議会、地域の少年補導研修会等で、学校の取組等について紹介する。

オ 委員会として取り組む内容

- ・各学年の児童の様子について情報交換・共通理解
- ・いじめ未然防止に向けた取組についての共通理解
- ・いじめアンケート、クラスマネジメントシート等のアンケートを分析し、具体的取組につなぐ。

※会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・学習規律の確立に努め、すべての児童が安心して学習に臨める環境づくりに努める。

イ 授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ・教育指導計画に基づく授業計画を作成し、すべての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業構築に向けて、実践的な研究を推進する。とりわけ、学習集団の中で、自分の思いや考えをもち、学級内で交流することを通して、自分の考えに自信をもつ、自分の考えを進める・改善することができるようになり、それぞれの教科の学習で身につけた力が児童一人一人の確かな学力につなげられるように校内研究を進める。
- ・教育活動のUD化を進め、「授業改善」「学習支援」「言語活動」の視点から有効な支援の工夫や指導の充実を図る。また、帯の時間や「チャレンジ学習」を通して、習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・言語活動の充実に重点を置いた学習形態を工夫する。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・いじめやいやがらせなどを無くすために、系統的に取り組んでいる人権学習をさらに充実させ、人権に関する授業を計画・実践し、互いを認め合い、尊重し合い、友達を大切にする子どもを育てる。
- ・人権学習の取組の一つである「なかよしの日」で取組んだ内容や行事等を通して、人とのかかわりやふれあいの中で学んだこと、感じたこと、友達と協力できしたこと感動体験など全校で掲示し共有する。
- ・学校図書館や学級文庫に、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・5月の憲法月間、12月の人権月間等で「いじめ問題」を取り上げ、人権教育部と連携して、人権標語・スローガン等を作成する。
- ・対話の学習の時間や道徳科の学習で、自分の気持ちや友達の気持ちを想像し、言語化できるようにする。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実（児童会活動や、PTA、地域と連携した体験活動 等）

- ・スクールサポーター（上京警察署）による非行防止教室を開催する。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。
- ・校内でのピアサポートによる異学年交流を推進すると共に郊外でも地域の方との学習や、高齢者の方との交流、地域の幼稚園・保育園との交流などを通して、幅広い年齢層の方との温かい

- 人間関係づくりを図り、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。
- ・総合的な学習の時間、食育等を通しての自他の生命を尊重する活動を推進する。
 - ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。

- オ 児童同士の絆づくり（学級活動、縦割り活動、部活動 等）
- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
 - ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
 - ・児童会活動や、ピアサポートの取組に重点を置き、異年齢集団の交流を進め、より良い人間関係を築きあげられるようにする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

- ア 日常の児童に関する情報共有
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
 - ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
 - ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- イ 児童生徒に対する定期的な調査（いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート、教育相談 等）
- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケート等を利用して、「いじめ」の兆候の早期実態把握に努める。
 - ・クラスマネジメントシートの有効活用を図る。（4～6年）
 - ・教育相談週間を設定するとともに、事前アンケートの実施によるいじめの早期発見に努める。
 - ・アンケートに基づく積極的な相談活動を実施する。
 - ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談を実施する。

- ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処
- ・取組状況を学校評価に位置付け、いじめ対策委員会で点検・評価を行い、必要に応じて改善する。
 - ・いじめに特化したアンケートやクラスマネジメントシートの結果については、学年で集約し、情報共有する。その後、いじめ対策委員会でも情報共有する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ア 基本的な考え方
- 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、一部の教職員で情報を抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。
- また、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことのみに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の心身の健全育成に主眼を置いた指導を心がける。

- イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応
- ・些細なことや疑いを含めいじめの発見や報告があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有する。
 - ・「いじめ対策委員会」を中心に、聴き取り・指導・支援体制を検討する。

- ・複数の教職員で対応し、何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に連絡とともに、教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童に対しては「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- ・いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- ・周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、パトナ、警察、児童相談所等と連携して対処する。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について、児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」「ケータイ安全教室」を実施し、その内容を他学年の児童にも周知する。
- ・インターネット上の問題行動事例を認識するための校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する。
 - ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容（いじめ事案対処に関する校内研修 等）

すべての教職員の共通認識を図るため、年間計画に位置付けた、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

* 日頃から、児童理解に努める。

* いじめ防止、未然防止対応に向けた校内研修を実施する。

イ 実施時期

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 4月 | 学校いじめの防止等基本方針等の共有・年間計画と役割の明確化 |
| | 児童の様子について共通理解・情報交換、いじめ対策委員会の紹介 |
| 8月 | いじめ防止プログラムの見直しと確認・事例研修 |
| 12月 | いじめ防止プログラムの見直しと確認・いじめ防止対応に向けて |
| 2月 | 児童の様子について共通理解・情報交換 |
| | いじめ防止プログラムの見直し・次年度への課題 |

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「二条城北小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもへの声かけや見守りが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
 - ・二条城北小学校P T Aとの連携のもと、いじめ問題に対する理解を深めるため、地生連での研修会などに積極的に参加するなど、緊密な連携協力を図る。
- *いじめ問題に対して、個人情報に配慮し、保護者や地域の方たちと情報を共有し、共通理解のもと対応を図る。
- ・いじめの事案によっては、上京警察署少年係(465-0110)との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケア

- を図る。事案によっては、スクールサポーターによる巡回を依頼する。
・日頃からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。
- 5 重大事態への対処
- ア 基本的な考え方
- いじめは、児童の生命または身体に重大な危険を生じさせるという認識に立ち、教育委員会への報告を行い、関係諸機関と連携しながら、迅速かつ組織的に対応する。

イ 重大事態が発覚したときの対応

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供をする。
- ・教育委員会へ調査結果の報告をする。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組を検討する。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携
- 方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知

未然防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
 - ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握す。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC, SSW, パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	・職員会・職員研修 学校いじめの防止等基本方針の共有 年間計画と役割の明確化 いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有 いじめ対策委員会① 校内体制や組織的対応の共有 児童・保護者への広報について	・学級(学年)経営方針PLAN ・学級開き ・なかよしの日(人権学習) ・入学式 ・1年生を迎える会	・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2~6年)	・授業参観 ・全校朝会でいじめ対策委員会の説明 ・学校だより、懇談会、HPにて周知
5	記名式アンケートの実施に向けて いじめ等、気になる児童の確認 いじめ対策委員会②	・なかよしの日(人権学習) ・修学旅行6年生 ・ピアサポートの取組開始		・憲法月間「学校だより」で啓発 (・家庭訪問・居住地校訪問週間) ・学校運営協議会で説明
6	・生徒指導・人権教育校内研修会 いじめ等、気になる児童の共有 学校評価の実施に向けて いじめ対策委員会③	・なかよしの日(人権学習) ・非行防止教室5年 ・休日参観で全学級「道徳」を公開	・記名式アンケート①の実施、学年集約と共有① ・教育相談週間(個別面談)① ・学校評価・自己評価・学校関係者評価の実施①	・PTA総会で啓発 ・地域生徒指導連絡協議会
7	クラスマネジメントシートの結果 無記名いじめアンケートの結果 事例研修に向けて いじめ対策委員会④ いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル	・なかよしの日(人権学習) ・学級(学年)経営方針CHECK ・学年集会で「なかまづくり」の教材について再度話をする	・クラスマネジメントシートの実施①(4~6年)、学年集約と共有 ・無記名アンケートの実施(1~3年)、学年集約と共有	・個人懇談会
8	・生徒指導校内夏季研修会 4月~7月いじめ事案の経過 事例研修 ・小中合同教職員研修 いじめについて情報共有と連携 いじめ対策委員会⑤	・なかよしの日(人権学習) ・「あいさつ運動」強化週間	・学校評価・自己評価・学校関係者評価の結果の集約①	
9	未然防止に向けた取組の確認 ・職員会 学校評価の結果の共有 いじめ対策委員会⑥	・なかよしの日(人権学習) ・花背山の家5年		・「学校だより」で学校評価・自己評価・学校関係者評価の結果について広報
10	・いじめ対策委員会⑦ 記名式アンケート②の実施に向けて	・なかよしの日(人権学習) ・人権集会・人権標語の作成と発表 ・運動会		・学校運営協議会で説明と評価
11	アンケート・教育相談の結果の共有 いじめ対策委員会⑧	・なかよしの日(人権学習)	・記名式アンケート②の実施、学年集約と共有② ・教育相談週間(個別面談)②	・なかよしの日参観(人権学習公開授業)学年懇談会の中で保護者啓発・少年補導研修会で紹介
12	・生徒指導校内研修会 いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル いじめ対策委員会⑨	・なかよしの日(人権学習) ・学級(学年)経営方針CHECK	・クラスマネジメントシートの実施②(4~6年)、学年集約と共有	・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	9月~12月いじめ事案の経過 クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて 学校評価の実施に向けて いじめ対策委員会⑩	・なかよしの日(人権学習) ・二条中オーブンスクール6年 ・なかよし給食 ・草の芽学級お話会予定	・学校評価・自己評価・学校関係者評価の実施②	・地生連で広報
2	・いじめ対策委員会⑪ クラスマネジメントシートの結果 年間を通してのいじめ事案の経過 ・生徒指導校内研修会(年間反省) 今年度の反省と次年度への課題 いじめ事案の経過と課題の共有	・なかよしの日(人権学習) ・アートフェスティバル ・小中連携6年 ・幼小連携1年	・学校評価・自己評価・学校関係者評価の結果の集約②	・新1年入学説明会で校長から講話 ・家庭地域教育学級で講演会 ・授業参観
3	いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル ・職員会 いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル 学校評価の結果の共有② 次年度の基本方針の確認 いじめ対策委員会⑫	・なかよしの日(人権学習) ・6年生を送る会 ・卒業式 ・卒業遠足6年	・クラスマネジメントシートの実施③(4~6年)、学年集約と共有 ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存)	・学校運営協議会で説明と評価 ・「学校だより」で学校評価・自己評価・学校関係者評価の結果について広報